運営規程（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律****に基づく○○○（生活介護）運営規程**（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とする。（運営の方針）第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第２条の４に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。２　生活介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な生活介護の提供ができるよう努めるものとする。３　生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。（事業所の名称等）第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名称　　○○○（２）所在地　千葉県××市×丁目×番×号　＊＊ビル×号（職員の職種、員数及び職務の内容）第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令等で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。（１）管理者　1名（常勤職員）管理者は、従業者の管理、生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。（２）医師　○名（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）医師は、・・・を行う。（３）看護職員　○名（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）看護職員は、・・・を行う。（４）理学療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）理学療法士は、・・・を行う。（５）作業療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）作業療法士は、・・・を行う。（６）生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）生活支援員は､・・・を行う。（営業日及び営業時間）第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。（１）　営業日（２）　営業時間（サービス提供時間）（利用定員）第６条　事業所の利用者の定員は、１日あたり○○人とする。（生活介護の内容）第７条　事業所で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。（１）　生活介護計画の作成（２）　食事の提供（３）　入浴又は清拭（４）　身体の介護（５）　機能訓練（６）　創作的活動（７）　生産活動（８）　余暇活動（９）　健康管理（１０）　利用者又は家族に対する相談及び助言（利用者から受領する費用の額等）第８条　指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。２　法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受けるものとする。３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収することが出来るものとする。　一　食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額二　創作的活動又は生産活動に係る材料費三　日用品費四　その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの４　事業所は、前三項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。５　事業所は、第３項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者の同意を得るものとする。（通常の事業の実施地域）第９条　通常の事業の実施地域は、○○市とする。（サービスの利用に当たっての留意事項）第１０条　利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。（１）○○○こと。（２）○○○こと。（３）○○○こと。（緊急時等における対応方法）第１１条　現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。（非常災害対策）第１２条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（生活介護を提供する主たる対象者）第１３条　事業所において生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。（１）身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別）（２）知的障害者（３）精神障害者（４）難病等対象者（苦情解決）第１４条　提供した生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。２　提供した生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。（虐待防止に関する事項）第１５条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。２　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。（身体拘束の適正化）第１６条　事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。２　身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。３　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。４　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。（感染症や災害への対応力の強化）第１７条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる置を講じなければならない。一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。２　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。３　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。４　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。５　事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。（ハラスメント対策）第１８条　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（その他運営に関する重要事項）第１９条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。（１）採用時研修　採用後○カ月以内（２）継続研修　年○回２　職員は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとする。３　職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。４　事業所は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。５　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。６　事業所は、利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該生活介護を提供した日から５年間保存するものとする。７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則　この規程は、（元号）○年○月○日から施行する。 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。「＊＊＊」は、開設者（法人名）を、「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。各職種の職務の内容も簡潔に記載してください。職名は、法人及び施設内部で定めている呼称ではなく、本体施設の指定基準で配置を求められている職名で記載してください。職員の職種等の記載に際しては、「付表3　生活介護の指定に係る記載事項」及び「参考様式5-1　従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」の記載内容（人数・常勤/非常勤・専従/兼務等）と一致しているか確認してください。営業日等を設定してください。定員を設定してください＊原則20人以上。事業所において特別に行う内容があれば記載してください。留意事項について、事業所において設定してください。特定する場合は「参考様式7指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」による届出内容を記載してください。＊R3年度改正にて追加＊R3年度改正にて追加＊R3年度改正にて追加＊R3年度改正にて追加「＊＊＊」は、開設者（法人名）を記載してください。指定開始予定の年月日を記載してください。　 |